

いじめ防止基本方針（概要）

～すべての生徒が安心・安全に
学校生活を送るために～

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、生徒に関わるすべての大人が

- ・「いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である。」
- ・「いじめは、いつ、どこでも、だれにでも起こりうる。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」
- ・「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

という認識と「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いを持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止や克服等に努めなければならない。

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|---|-----------------------|
| ①どの子も全力で応援します | →誰も一人ぼっちにさせません |
| ②いつでもどんな相談でも聞きます | →どんなことも受け止めます |
| ③仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します | →いじめはみんなで必ず止めます |
| ④先生たちは、相談を受けたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かいます | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がります |

<いじめの未然防止のための取組>

一人一人の生徒が思いやりの心を持ち、正義が通る集団や、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる集団、いじめを許容しない学校風土をつくるために、以下の教育活動に取り組みます。

- ①魅力ある学級・学校づくり
- ②安心感を生み出す指導
- ③生命や人権を大切にする指導
- ④全ての教育活動を通じた指導
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

<いじめの早期発見・早期対応>

- ①いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
- ②アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
- ③いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底
- ④教育相談の充実
- ⑤教職員の研修の充実
- ⑥保護者・地域との連携
- ⑦関係機関との連携

<いじめ発生時の対応>

いじめの訴えがあった場合は、兆候や疑いも含め、学校の最優先課題として、即座に指導体制を組みます。

- ・被害側、加害側だけでなく、周囲の生徒からも聞き取りを行い、内容や背景を詳細に調査します。
- ・被害者(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集して、迅速に対応します。
- ・校長を含む複数の職員で、被害側への支援、加害側への指導と支援に当たります。
- ・事実と指導内容は必ずいじめた側といじめを受けた側の保護者に連絡し、問題解決のための協力をお願いします。
- ・必要に応じて、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送るために、全体指導を行います。
- ・いじめを受けた生徒もいじめをした生徒にも、継続的な見守りや指導、支援に取り組みます。

藍川東中学校いじめ防止等対策推進会議

岐阜市いじめ問題対策委員会

<保護者・地域のみなさんへのお願い>

- ・生徒の心に貯金をするように、「ありがとう」等の温かい声掛けを大切にしてください。
- ・いじめを発見した場合には、生徒をいじめから保護し、学校に情報を提供してください。
- ・周囲の大人みんなで子どもを守るために、学校におけるいじめ防止等の取組に協力してください。